

茅ヶ崎市の協働をとりまく状況

- 1：協働の基本的な考え方
→ 条例、総合計画
- 2：現在の茅ヶ崎市の状況
→ 財政健全化緊急対策、事業実施方針

1：協働の基本的な考え方

茅ヶ崎市自治基本条例とは

- 茅ヶ崎市の自治を推進するために必要となる基本的な考え方や仕組みを定める条例

⇒「茅ヶ崎市における自治の基本を定めるもの」

茅ヶ崎市自治基本条例

- (協働)
- 第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。
- ⇒市民と市がそれぞれの特性を生かして対等の立場で連携し、協力していく必要があることから、市民と市の協働について定めています。
- 2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。
- ⇒市民相互の協働について定めています。自発的に行われるべきもので、(協働は)他者から強制されて行うべきものではありません。

茅ヶ崎市市民活動推進条例とは

- 市民活動推進のための基本理念と基本的施策を定め、総合的な推進環境を整備することにより市民活動の活性化を図る条例
- ⇒市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の協働による活力あふれる地域社会を実現しようとするものです。

茅ヶ崎市市民活動推進条例

- (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (2) 協働 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。
- ⇒協働は異なる主体が様々な形で行い、「対等の立場」で行います。
- 第9条（協働事業）の中に「協働の原則」として規定しています。

茅ヶ崎市市民活動推進条例

- (市の施策)
- 第8条 市は、第4条の規定に基づき市民活動を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 市民活動の場所の提供に関すること。
- (2) 財政的支援に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の交流及び連携の推進に関すること。
- (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供に関すること。
- (6) 人材の発掘及びその育成に関すること。
- (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項

茅ヶ崎市市民活動推進条例

- (協働事業)

- 第9条 市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たっては、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民活動を行うものは、事業の目的を理解し、及び認識すること。
- (2) 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、及び尊重すること。
- (3) 市は、市民活動を行うものの自主性及び自立性を尊重すること。
- (4) 市及び市民活動を行うものは、事業の内容、過程及び結果を公開すること。
- 2 市と市民活動を行うものとの協働により行う事業は、協働による効果が発揮されるものでなければならない。
- 3 市は、市民活動を行うものと協働して事業を行うときは、その計画の策定から市民活動を行うものと協働するよう努めるものとする。

茅ヶ崎市総合計画とは

- 茅ヶ崎市総合計画は、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもの
- ⇒ まちづくりの指針となるものです。
- 本計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としています。
- 市の目指す姿である「将来の都市像」と、都市像を計画的に実行するための政策の基本的な方向となる「政策目標」を定めています。

茅ヶ崎市総合計画（抜粋）

- 第4 行政運営の基本姿勢 2 市民との関係の深化
- (1)市民との双方向のコミュニケーション
- 積極的な情報発信により、行政の説明責任を果たすことで、市民と行政が様々な情報を共有し、相互理解を更に深め、信頼し合える関係を構築します。
- また、様々な主体との対話や交流の場を充実させ、市民主体のまちづくりを推進します。
- (2)市民が力を発揮できる社会の構築
- 人口減少や少子高齢化の更なる進展等、社会構造が大きく変化する中、民間の団体や企業をはじめとする多様な主体がそれぞれの価値観で活動することで、社会的課題の解決に結びつくよう、相互の連携をコーディネートし、市民一人一人が自らの力を発揮できる社会を構築します。

茅ヶ崎市総合計画（抜粋）

- 第5 政策目標 8 将来都市像の実現に向けた行政経営
- (2)取組の方向性 ア市民主体のまちづくりの推進
- (ア)誰もが地域の一員として、まちづくりに参画できるよう、積極的な情報発信や対話の場の創出等を促進します。
- (イ)市民が主体的に自らの地域の課題を解決することができるよう、継続的に地域コミュニティへの支援を行います。
- (ウ)様々な分野において活動する多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと、連携・協力したまちづくりを推進します。

市の協働の考え方

条例

- **協働** = 共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること
- 市の施策（5P）
- 協働事業（6P）

総合計画

- 様々な主体との対話や**交流の場**
- 相互の連携を**コーディネート**
- 積極的な**情報発信**
- **連携・協力**したまちづくり

市の協働の考え方

条例

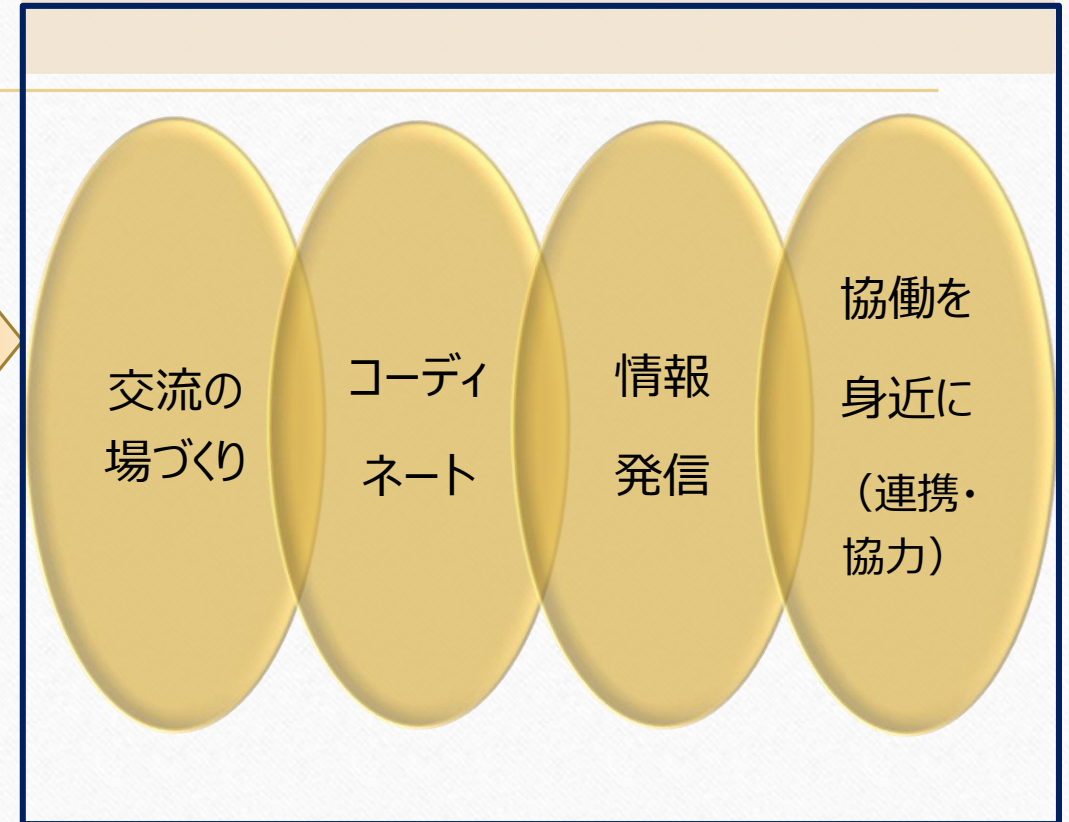
【市の施策】

- ・市民活動の場所の提供
- ・財政的支援
- ・情報の収集及び提供
- ・交流及び連携の推進
- ・啓発及び学習機会の提供
- ・人材の発掘及びその育成

【協働事業】

- ・事業の目的を理解し、及び認識
- ・対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、及び尊重
- ・自主性及び自立性を尊重
- ・事業の内容、過程及び結果を公開
- ・協働による効果が発揮されるもの
- ・計画の策定から市民活動を行うものと協働

総合計画



2：現在の茅ヶ崎市の状況

- 人口減少・少子高齢化といった、社会情勢の大きな変革期を見据えた中で、将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくために「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」を策定。（令和2年3月）
- 財政健全化に向けた緊急対策を集中的に進める必要がある中、新型コロナウイルスの感染拡大による歳入減という二重の要因により非常に厳しい状況となっております。
- このことを踏まえて、令和3・4年度の市の取り組みについては、短期的な方針として「事業実施方針」を策定し、当該期間における事業の方向性等を別途お示しいたします。（令和2年9月）

事業実施方針

- 事業実施の基本方針
- ウィズ・コロナ関連事業に優先して取り組む。
- 経済の急減速に伴い、今後、相当の期間において市税等の大幅な減収が予想されるため、事業の採択は、最低限のまちの機能維持に必要不可欠な義務的事業とウィズ・コロナ関連事業のみに留めざるを得ない。
- ただし、次に掲げる事業については、留意するものとする。
- ① 市民の安全・安心の確保に関する事業
- ② 現下の厳しい経済環境を踏まえた地域経済循環の促進に関する事業
- ③ 市民のセーフティネットに関する事業

事業実施方針

- 【留意事項】

- ①新規の政策的事業の実施は、認めない。
- ②市単独の補助事業等の政策的事業は、休止又は廃止を原則として見直しを行う。
- ③市民の安全・安心に資するものを除き、普通建設事業費は、原則として認めない。
- ④経常的な事業については、その必要性について改めて検討を行った上で、なお必要性があるものは、実施手法の効率化を図り、縮減に努める。
- ⑤扶助費や医療給付費、介護給付費といった社会保障関係経費は、過剰とならないよう精緻に事業量を見込むものとする。
- ⑥①から⑤により事業規模の圧縮を図り、職員数の削減に努めるものとし、ウィズ・コロナに関する時限的な事業に関係する場合には、既存の職員の中での対応とする。